

亀岡市成人式検討委員会設置規程

(設置)

第1条 亀岡市成人式実施規程第6条に基づき、亀岡市成人式検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(成人式検討委員会の役割)

第2条 検討委員会は、亀岡市成人式（以下「成人式」という。）の実施に当たり、その基本的な方針を定める。

(成人式実行委員会の設置)

第3条 成人式の円滑な運営のため、必要に応じて検討委員会の下に実行委員会を置くことができる。

(検討委員会の委員)

第4条 検討委員会を構成する委員は、亀岡市教育委員会事務局の中から、部にあつては部長・次長、課にあつては課長及び担当課長並びに関係する学校教育課指導主事を充てるものとする。さらに、その他、必要と教育長が認めた者を充てることのできるものとする。

(検討委員会の庶務)

第5条 検討委員会の庶務を行うため、社会教育課に事務局を置く。事務局は、担当職員と社会教育指導員で構成する。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて検討委員会で定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から実施する。